

消防計画作成例

柏市消防局

この作成例は、一例でありますので防火対象物の規模・用途に応じて内容を加減し、あなたの事業所にふさわしいものとするようにしてください。

(※注) 以下の内容については、必ず事業所で確認してから作成してください。

該当、非該当は□にチェックを入れてください。

※①：防火対象物、事業所名称を記入します。

※②：①と同様。ただし、管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ範囲を記入します。(例) ○階の○○株式会社

※③：管理権原者の役職名、氏名等を記入します。

※④：防火対象物に設置されている消防用設備等の名称を記入します。

(例) 消火器、誘導灯、屋内消火栓、自動火災報知設備、放送設備、連結送水管

※⑤：統括防火管理を要する防火対象物の場合に記述します。

統括防火管理は、管理について権原が分かれている以下のものが該当します。

ア 高層建築物(高さ31mを超えるもの)

イ 消防法施行令別表第一(6)項口並びに6項ロを含む16項イで地上3階以上、かつ、収容人員が10人以上

ウ 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(9)項イ、(16)項イで地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上

エ 消防法施行令別表第一(16)項ロで地上5階以上、かつ、収容人員が50人以上

※⑥：防火対象物点検報告が該当する場合に記述します。

防火対象物点検報告は、以下のものが該当します。

ア 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イで収容人員が300人以上

イ 特定一階段等防火対象物で収容人員が30人以上300人未満(消防法施行令別表第一(6)項口並びに6項ロを含む16項イ及び16の2項にあっては10人以上300人未満)

※⑦：防災管理点検報告が該当する場合に記述します。

防災管理点検報告は、以下のものが該当します。

ア 消防法施行令別表第一(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項～(12)項、(13)項イ、(15)項、(17)項

(ア) 地上11階以上で、延べ面積10,000㎡以上

(イ) 地上5階以上10階以下で、延べ面積20,000㎡以上

(ウ) 地上4階以下で、延べ面積50,000㎡以上

イ 消防法施行令別表第一(16)項(アの用途が存するもの)

(ア) アの用途の全部または一部が地上11階以上にあり、当該用途の面積の合計が10,000㎡以上

(イ) アの用途の全部が10階以下にあり、かつ、当該用途の全部または一部が5階以上10階以下の階にあって、当該用途の面積の合計が20,000㎡以上

(ウ) アの用途の全部が4階以下で、当該用途の面積の合計が50,000㎡以上

※⑧：特定防火対象物は(1年)、非特定防火対象物は(3年)を選択します。

※⑨：近隣の指定避難場所を記入します。

※⑩：一時避難場所となる場所(例 店舗駐車場等)を記入します。

※⑪：訓練(特定防火対象物は年2回以上)の実施(予定)月を記入します。

※① _____ 消防計画書

統括防火管理 【 該当 非該当 】
防火対象物点検報告 【 該当 非該当 】
防災管理点検報告 【 該当 非該当 】

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 管理権原の及ぶ範囲は、※② _____ 部分とする。この計画は、当該事業所に関する全ての人が守る必要がある。

(管理権原者の権限と業務)

第3条 管理権原者※③ _____ は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について一切の責任を持ち、次の業務を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選・解任及び届出
- (2) 防火管理者の適正な防火管理業務遂行の指示・監督
- (3) 消防計画の作成、変更時の内容確認及び指示
- (4) 防火上の建物構造、消防用設備等の不備の即時改修
- (5) 防火管理維持台帳の作成及び保管
- (6) その他火災予防上必要な事項

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 消防用設備等※④ _____

_____ の法定点検及び維持管理

- (4) 消防用設備等の法定点検の立会
- (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施とその指導監督
- (6) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (7) 避難通路、避難口、安全・防煙区画等の避難施設の維持管理
- (8) 防火上の壁、内装等の維持管理
- (9) 収容人員の把握と安全管理
- (10) 工事中の安全対策の確立及び、工事者等に対する遵守事項の周知
- (11) 管理権原者に対する助言及び報告
- (12) 火元責任者に対する指導監督
- (13) 従業員等に対する防火・防災教育
- (14) その他防火管理上必要な業務

↓ ※⑤ 統括防火管理に該当する場合 該当なし

(15) 統括防火管理者への報告は、次のとおりとする。

- ア 防火管理者の選任又は解任
- イ 消防計画の作成又は変更

- ウ 消防用設備等の法定点検の実施
- エ 防火対象物点検報告の実施 (※⑥)
- エ 防災管理点検報告の実施 (※⑦)
- オ 用途及び設備の変更
- カ 内装工事等の実施
- キ 大量の可燃物の搬入、搬出又は、危険物及び引火性物品の貯蔵、取扱
- ク 臨時の火気使用
- ケ 火気設備器具又は電気設備の新設、改修等
- コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出
- サ 防火上の建物構造、消防用設備等の不備又は改修
- シ 防火管理業務の一部委託
- ス 催物の開催
- セ 統括防火管理者に指示命令された事項の結果
- ソ 消防計画に定めた訓練の実施
- タ その他防火管理上必要な事項

↓ ※⑥ 防火対象物点検報告に該当する場合 該当なし

(16) 防火対象物の法定点検の立会い又は立会いの指示

↓ ※⑦ 防災管理点検報告に該当する場合 該当なし

(17) 防災管理の法定点検の立会い又は立会いの指示

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理上必要な事項

↓ ※⑥ 防火対象物点検報告に該当する場合 該当なし

(6) 防火対象物点検の報告

↓ ※⑦ 防災管理点検報告に該当する場合 該当なし

(7) 防災管理点検の報告

(防火管理維持台帳の作成及び保管)

第6条 防火対象物の防火管理上の維持管理状況を明確にしておくため、次のとおり行うものとする。

- (1) 管理権原者は、消防機関に報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳を作成、整備し、保管しておく。
- (2) 転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類、図面等の関係書類を変更になる管理権原者に受渡すものとする。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第7条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を別表第1のとおり指定する。

(自主点検)

第8条 防火管理者は、建築物、火気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、別表第2の自主検査チェック表を別に作成し、その表に基づき、防火管理者又は火元責任者は定期的に検査を実施し、その結果を記録、保存する。

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 上記(1)(2)について定期的に防火管理者への報告。ただし、不備、欠陥等があった場合は、随時報告
- (4) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (5) 担当区域内の避難口、通路、防火戸及び防火シャッター等の維持管理
- (6) 閉店（館）後の防火戸、防火シャッターの閉鎖及び確認
- (7) 防火管理者の補佐
（消防用設備等の点検・整備）

第10条 防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、法定点検を実施し、その結果を※⑧（1年・3年）に1回消防署長に報告する。なお、点検は毎年（ ）月と（ ）月に行う。

（不備欠陥等の整備）

第11条 防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに管理権原者に報告するものとする。

↓ ※⑥ 防火対象物点検報告に該当する場合 □ 該当なし

（防火対象物点検報告）

第12条 管理権原者は、防火対象物の法定点検を1年に1回、点検資格者に点検させ、その結果を柏市消防長に報告しなければならない。

↓ ※⑦ 防災管理点検報告に該当する場合 □ 該当なし

（防災管理点検報告）

第13条 管理権原者は、防災管理の法定点検を1年に1回、点検資格者に点検させ、その結果を柏市消防長に報告しなければならない。

第3章 火災予防措置

（防火管理者への連絡事項）

第14条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) 危険物等を使用するとき
- (5) その他防火管理上必要な事項

（従業員の遵守事項）

第15条 ※① _____ に勤務する全ての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 物品、使い勝手等により防火区画を形成するシャッターの降下障害、防火戸の閉鎖障害等、その機能を阻害しないこと。
- (3) 消防用設備等の周辺には装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
- (4) 火災を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動を取ること。

（火気使用時の遵守事項）

第16条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、指定された場所で使用すること。

- (2) 火気使用設備器具を使用する周囲は、常に整理整頓し、可燃物等に接近して使用しないこと。
- (3) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検を行い安全を確認すること。
- (4) 喫煙は、指定場所で行い、終業時には吸殻等を指定場所へ集めること。
- (5) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (6) その他防火管理上必要な事項

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第17条 ※① _____ の自衛消防の組織として防火管理者を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表第3のとおり指定する。

係別	任務内容
隊長	○自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに、消防隊と密接な連携を図る。 ○避難状況の把握を行う。
指揮者	○隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。
通報連絡係	○消防機関に対する通報及び確認を行う。 ○出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
消火係	○消火設備を用い消火作業にあたる。
避難誘導係	○非常口等を開放し避難誘導にあたる。 ○避難器具の設定、操作にあたる。
その他 必要な係	(例) : 防護安全係、救護係、搬出係等

(夜間及び休日における活動体制)

第18条 夜間及び休日においては、宿直者等従業員全員で次の初動措置を行わなければならない。

(1) 通報連絡

火災を覚知した場合は、ただちに消防署に通報するとともに、他の宿直者等に火災の発生を知らせ、さらに備え付けの緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(2) 初期消火

全員協力して延焼拡大を阻止することを主眼に、消火器、屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火シャッター（防火戸）等の閉鎖を行うこと。

(3) 消防隊への情報提供等

到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無等の情報を提供するとともに、火点への誘導を行うこと。

(避難経路図等)

第19条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底しなければならない

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第20条 防火管理者及び火元責任者は、震災を予防するため、第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて次の事項を行うこと。

- (1) 建物又は建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料停止装置等についての作動状況の検

査

(3) 危険物施設における危険物品等の転倒、落下等の有無の検査
(地震後の安全措置)

第21条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(震災に備えての準備品)

第22条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

- (1) 飲料水・非常食(2～3日分)
- (2) 医療品
- (3) 懐中電灯
- (4) 携帯ラジオ
- (5) 拡声器
- (6) その他必要なもの

(地震時の活動)

第23条 地震時の活動は第4章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 通報連絡係は、建物等の状況についての情報及び、関係各機関(消防署、市役所等)からの情報を積極的に収集すること。
- (2) 防火管理者(自衛消防隊長)は、被害状況を店内放送等により全従業員に把握させるとともに、必要な事項を指示すること。
- (3) 火災が発生した場合は、全力を上げて消火にあたる。
- (4) 救出、救護や応急手当を要する場合は、その活動を行い、状況により救護所、医療機関に搬送する。
- (5) 避難場所は「※⑨ _____」、集結場所は「※⑩ _____」とする。
- (6) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第6章 防災教育及び訓練

(防火管理上必要な教育)

第24条 防火管理者等は、従業員等に対し定期に次に示す事項の教育を実施する。

- (1) 消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 発災時の周知要領及び避難誘導要領について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱要領について
- (5) その他の火災予防上必要な事項

(訓練の実施時期及びその内容)

第25条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月	訓練内容	
総合訓練	※⑪ 月	消火、通報、避難誘導の訓練を連帯して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。	
部分訓練	消火訓練	月	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	月	消防機関(119)への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	月	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

(訓練の事前・実施報告)

第26条 特定防火対象物の防火管理者は、自衛消防訓練を実施する前に消防訓練通報書(第1号様式)を柏市消防長に提出するものとする。

第7章 防火管理業務の一部委託

【防火管理業務の一部委託 該当 非該当】

第27条 防火管理上必要な業務の一部を委託している事項は次のとおりであり、委託状況は別表第4のとおりである。

- (1) 管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長等の指示、指揮命令による防火管理業務
- (2) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (3) 避難上又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (4) 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等
- (5) 火災等の異常の監視業務
- (6) 防火対象物周囲の可燃物の管理
- (7) 防火管理業務の定期的な報告
- (8) その他

(付則)

この消防計画は、 年 月 日から実施する。

別表第1（第7条）

日常の火災予防組織表

その2 大規模な防火対象物（おおむね延べ面積3,000㎡以上）

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者		
	担当区域	役職名又は氏名	担当区域	役職名又は氏名	

別表第2（第8条）

自主検査チェック表（定期）

区分	検査項目	結果	
建築物及び工作物	1	防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は完全か。	
	2	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	3	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を置いていないか。	
	4	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物が置かれ、延焼の媒体となるおそれがないか。	
	5	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置されていないか。	
	6	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正か。	
	7	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべるおそれがないか。	
防火管理	8	収容人員の定員管理は適切か。	
	9	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教育、訓練を実施しているか。	
	10	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	11	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	12	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物を放置していないか。	
	13	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	14	避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	15	避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	16	避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	17	避難口付近に物品等が置かれ、避難上支障となっていないか。	
	18	防火戸、防火シャッター等のそで扉又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開くことができるか。	
	19	避難通路は、避難を容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	20	避難通路は、避難上有効な幅員となっているか。	
	21	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	22	階段を一部区画し、避難の障害となっていないか。	
	23	客室内に避難施設等を図示した避難経路図を掲出しているか。	

区分		検査項目	結果
防災規制	24	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	25	防災対象物品に防災ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	26	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	27	火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	28	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	29	厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	30	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。	
電気設備・器具等	31	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	32	電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	33	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	34	裸火の使用、危険物品の持込みは、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	35	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	36	喫煙所や禁煙場所を示す標識は、適切に掲出されているか。	
危険物等	37	消防法又は柏市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物及び劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵し、又は取り扱っていないか。	
検査実施日	年 月 日	検査実施者	

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。】

凡例【○－良，×－不良，◎－即時改修，□－該当なし】

別表第2（第8条）

消防用設備等自主点検チェック表

区分	検査項目	結果
消火器具	1 所定の場所に置いてあるか。標識に汚れ、破損がないか。 2 安全栓（黄色い栓）が抜けてないか。 3 圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を指しているか（圧力ゲージのあるものに限る） 4 製造年から10年以上経過しているものはないか	
屋内消火栓設備	1 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルが接続され、変形、損傷等がないか。	
スプリンクラー設備	1 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 2 スプリンクラーヘッドの下部45cm、周囲30cm以内に散水障害となる棚や物品はないか	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
泡消火設備	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、 「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 2 貯蔵容器の設置場所に標識があるか。	
粉末消火設備 （移動式）	1 扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
屋外消火栓設備	1 消火栓扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。	
自動火災報知設備	1 受信機の近くに警戒区域一覧図があるか 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 間仕切り変更による感知器の未警戒部分がないか。	
ガス漏れ火災 警報設備	1 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 2 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
漏電火災警報器	1 電源表示灯は、点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がないか。	
非常警報設備	1 操作上障害となる物品がないか。 2 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は、適正か。また、電源監視用の表示灯は、正常に点灯しているか。 2 試験的に、正常に放送ができるかどうかを確認する。	

区分	検査項目	結果
避難器具	1 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 2 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 3 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
誘導灯	1 誘導灯が、間仕切り、ついたて、ロッカー等の障害物により見えにくくなっているか。 2 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 3 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 道路から吸管投入口又は採水口までに、消防自動車の進入路が確保されているか。 2 防火水槽等は、有効水量が確保されているか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲に消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲に、消防自動車の接近に障害となる物品はないか。 2 放水口の周囲に、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は、変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
検査実施日	年 月 日	検査実施者

別表第3（第17条）

※① _____ 自衛消防の組織

その1 中規模な防火対象物（おおむね延べ面積3,000㎡未満）

隊長	係別	隊員（役職名又は氏名）
	指揮係	
	通報連絡係	
	消火係	
	避難誘導係	

【別表第4の記入の仕方】

1 方式

委託の方式に応じ、以下の3区分で該当する方式をチェックすること。

なお、防火対象物の区域、時間帯などの区分によって複数の方式で委託している場合は、方式ごとに別葉にして記載すること。

(1) 常駐方式

契約物件に、1名以上常駐して行う方式である。

(2) 巡回方式

1日のうちに数回巡回して行う方式である。

(3) 遠隔移報方式

自動火災報知設備と通信回線による移報システムと組合せにより、火災異常の有無を遠隔より監視して行う方式である。

2 担当事務所

法人等で当該防火対象物を担当している事業所がある場合は、その事業所の名称、所在地を記載すること。

3 受託者の行う防火管理業務の範囲

委託している業務をチェックすること。

4 受託者の行う防火管理業務の方法

方式に応じ、以下の事項につき記載すること。

(1) 「委託する防火対象物の区域」

防火対象物の全域について委託している場合は「全域」にチェックし、特定の区域に限って委託している場合は、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 「委託する時間帯」

時間帯を限って委託している場合は、所用の区分を行った上で、具体的な時間を記載すること。

(3) 「到着所要時間」

自動火災報知設備が火災信号を受信してから、現場確認要員が当該防火対象物に到着するまでに要する時間を記載すること。